

いじめの防止等のための基本的な方針

静岡県立駿河総合高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから生徒を守るためには、教職員がいじめは絶対に許されないという意識を持つことが大切であり、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、学校ではいじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要がある。

そこで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、家庭との連携を深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容についてまとめた。

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「いじめ防止対策推進法」第2条1項に示された内容であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もある。

いじめの表れとしては、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどく体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

いじめ防止対策推進法 第2条1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながらいじめられる側もいじめる側も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

また、いじめられた、いじめたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」として、はやしたてたり、面白がったりする生徒がいたり、「傍観者」として、周りで見ても振りをして関わらない生徒がいたりすることにも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気をつくる必要がある。

3 いじめの防止の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。いじめられた生徒は、心身ともに傷ついており、その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり理解したりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要なことである。

第2章 組織の設置

1 組織の設置

いじめの防止等を行うため、学校に「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

2 組織の役割

「いじめ防止等対策委員会」は、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを早期に発見する手立てを講じ、いじめを発見したときには、対応すべき事案かどうか判断し、いじめであると判断されたら、いじめられた生徒のケア、いじめた生徒の指導など問題の解決を図る。

また、教職員の資質能力向上のための校内研修、教育課程に位置づけられて行われる取り組みの企画や実施、その取り組みの有効性の検証などを担う。

3 構成員

(1)「いじめ防止等対策委員会」は、校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・生徒相談室長をもって構成する。必要に応じてスクールカウンセラーが参加する。

(2)いじめが起きた場合には、いじめた側の生徒が在籍するホームルームの担任・副担任及び部活動顧問、いじめられた側の生徒が在籍するホームルームの担任・副担任及び部活動顧問が参加する。

(3)重大な事態が起きた場合には、学校医、学校評議員、スクールカウンセラー等に協力を求めることができる。

第3章 いじめの防止

1 未然防止のための対策

(1)道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

(2)生徒による自主的な活動

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(3)人間関係づくり

友人関係、集団づくり、社会性の育成など人間関係づくりを支援するために社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、生徒自ら気づき学ぶ機会を提供する。

(4)保護者等との連携

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発を行う。

(5)配慮を要する生徒への支援

配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

(6)教職員の研修

いじめの防止に関する職員研修を「いじめ防止等対策委員会」が中心となり研修を実施する。

(7)学校評価による取組の改善

いじめ防止等の取組に係る目標を設定し、学校評価においてその達成状況を評価する。

2 対策の検証と評価

(1)検証

いじめの対策について、年度末に「いじめ防止等対策委員会」を開催し、対策内容について検証を行う

(2)評価

いじめの対策について、全職員に「いじめ防止等対策委員会」がアンケートを作成し、評価を行い、その結果をホームページ等に公開する。

3 年間指導計画の作成

「いじめ防止等対策委員会」は、いじめに関する年間指導計画を作成し、職員全体に指導内容の周知を図る。

第4章 いじめの早期発見

1 早期発見のための措置

(1) 観察及びアンケート

職員は生徒の日常の様子を細かく観察し、ささいな変化がみられた場合にも「いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように」をメモ書きすることを心掛ける。また、「いじめ防止等対策委員会」が学期に1回いじめに関する生徒アンケートを記名式で実施する。

(2) 面談等による実態把握

学級日誌や部活動日誌、養護教諭からの情報などを活用し、生徒の変化を早期に把握する。また、機会があるごとに生徒と面談を行い、いじめの早期発見につとめる。

(3) 相談体制の整備

教育相談室の充実を図り、生徒が相談しやすい環境を整え、必要に応じてスクールカウンセラーの支援を求める。また、いじめの相談を受けた場合には、家庭と連携し、いじめを受けた生徒を守る体制を整える。

第5章 いじめに対する措置

1 早期の事実確認

いじめの相談を受けたり、いじめを受けていると思われるときは、早期に事実の確認を行い、「いじめ防止等対策委員会」がいじめとして対応すべき事案かを判断する。

2 組織的な対応

(1) 保護者への連絡

いじめと判断した場合には、ただちに保護者に連絡し、事情説明を行う。

(2) 静岡県教育委員会への報告

いじめと判断した場合には、校長は静岡県教育委員会に報告する。

(3) 「いじめ防止等対策委員会」の対応

いじめと判断した場合には、「いじめ防止等対策委員会」及び生徒指導委員会が被害生徒への支援、加害生徒への指導内容を作成する。「いじめ防止等対策委員会」、生徒指導委員会、ホームルーム担任及び副担任等が一体となり、組織として対策に取り組む。

3 被害生徒への支援

いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう保護者とも相談しながら次の支援を行う。なお、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の支援を行う。

- ・生徒に対して徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- ・複数の職員で見守りを行い、安全を確保する。
- ・必要に応じて加害生徒を別の教室で指導するなど、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・教育相談室及びスクールカウンセラーと連携を取り、心のケアを行う。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

4 加害生徒への指導

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際は、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の指導を行う。

なお、校長は、加害生徒に対して、教育上必要があると認められる場合は、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加えることができる。

5 保護者の対応

いじめの事実関係を確認したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。また、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、被害生徒の保護者と加害生徒の保護者との間に争いが起きることがないように、保護者と情報を共有するなど必要な措置を取る。

6 関係機関との連携

日頃から警察や相談機関と協力体制を確立し、いじめが起きた場合は、状況に応じて連携し、早期に対応できるようにしておく。

加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、静岡県教育委員会と連絡を取り、警察に相談し、連携して対応する。

なお、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報するなど、適切な対応をとる。

7 関係する学級等の生徒への指導と支援

いじめが行われた学級や学年、部活動等の生徒に対しても、自分の問題として捉えることができるよう、臨時のホームルーム活動や学年集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

8 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、

いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでおり、

いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。この2点が満たされていることとする。

いじめの解消の確認を、関係生徒、保護者等への聞き取りやアンケートにより行う。

第6章 重大事態への対応

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」を踏まえ、適切に対処する。

1 重大事態の認知

重大事態とは、次のような場合を言う。

(1)いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・生徒が身体に重大な傷害を負った場合
- ・生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ・生徒が金品を奪い取られた場合 等

(2)欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、一定期間連続して欠席しているとき。なお、相当の期間とは年間30日を目安とする。

(3)生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2 教育委員会への報告

(1)校長は、重大事態が生じた場合、直ちに静岡県教育委員会に報告を行う。

(2)校長は、調査組織による調査結果を静岡県教育委員会に報告を行う。

なお、被害生徒及びその保護者が希望する場合、被害生徒及びその保護者の所見を調査結果に添える。

3 調査組織による調査

静岡県教育委員会の判断のもと、学校内に重大事態の調査組織を設置し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするため、速やかに調査を行い、校長は、その結果を静岡県教育委員会に報告する。

なお、被害生徒が入院や死亡などにより聞き取りができない場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

4 被害生徒及びその保護者への情報提供

被害生徒及びその保護者に調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

5 報道への対応

(1)報道機関への対応は窓口を一本化し、管理職があたる。

(2)情報の提供は、個人情報保護に配慮し、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように、正確な情報の提供を行う。

(3)自殺においては、連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

WHO自殺報道への提言

(1) 是非すべきこと

- ・事実を報道する際に、精神保健の専門家と緊密に連絡を取る。
- ・自殺に関して「既遂」（completed）という言葉を用いる。「成功」（successful）という言葉は用いない。
- ・自殺に関連した事実のみを扱う。一面には掲載しない。
- ・自殺以外の他の解決法に焦点を当てる。
- ・電話相談や他の地域の援助機関に関する情報を提供する。
- ・自殺の危険因子や警戒兆候に関する情報を伝える。

(2) してはならないこと

- ・遺体や遺書の写真を掲載する。
- ・自殺方法を詳しく報道する。
- ・単純化した原因を報道する。
- ・自殺を美化したりセンセーショナルに報道する。
- ・宗教的、文化的な固定観念を当てはめる。
- ・自殺を非難する。

その他

平成 26 年 4 月 1 日施行

平成 31 年 3 月 25 日一部改訂